

8-15
no. 40

380

図書番号
資料
No. 23-9/7

昭和35年12月

婦人の職業対策施設関係資料

労働省婦人少年局

目 次

1. 内職公共職業補導所関係	1
内職補導施設設置要綱	1
内職公共職業補導所概要	1
内職公共職業補導所名簿	5
2. 家事サービス公共職業補導所関係	6
家事サービス職業補導施設設置要綱	6
家事サービス公共職業補導所教程基準	8
未亡人等の職業対策についての建議	11
家事サービス公共職業補導所名簿	13

1. 内職公共職業補導所関係

内職補導施設設置要綱

1. 目 的

家庭外で働くことの困難な未亡人、主婦、身体障害者、高令者等を対象として、内職に必要な技能を付与し、内職につくための便宜をはかるとともに、内職に関する諸般の援助を行うことを目的とする。

2. 名 称

本施設の名称は〇〇内職公共職業補導所とする。

3. 設置場所

東京、大阪、愛知、神奈川、福岡のほか、主要都市に設置するものとする。

4. 施 設

施設は借上げとし、事務室、会談室、相談室等を置く。

5. 事業内容

左に掲げるものとする。

イ. 内職に関する補導

ロ. 内職に関する相談、あつせんと苦情処理

ハ. 内職工賃の調査、相談

ニ. 内職の把握と内職情報の提供

6. 補導種目

当該地域における内職求人の実態にかんがみ、必要な種目をえらぶものとする。

7. 補導期間

補導期間は画一的なものとせず、内職実態に応じ、就業前必要な期間を定めるものとする。

8. 職員の配置

本施設の運営に要する職員は、所長、書記、指導員、相談あつ旋員とし、身分は地方公務員とする。

9. 国庫負担金

本施設の運営に要する経費の一部は国庫においてこれを負担する。

内職公共職業補導所概要

1. 目 的

本施設は、従来の内職あつせん、授産施設とは異り、内職に関する多面的な援助機関として出発したもので、未亡人、主婦、身体障害者、高齢者等家庭外で働くことの困難な人々に対し、内職相談、あつせん、情報提供その他の便宜を与えると共に、地方における内職行政の中心機関として、内職に関する諸問題の解決をはかることを目的とする。

2. 名 称

本施設の名称は〇〇県内職公共職業補導所とする。

3. 事業内容

以上の目的を達成するため、本施設において左の事業を行う。

- (1) 内職相談、あつせん、苦情処理及び情報の提供を行い、内職を必要とする者に適確にして継続的且つ安定した内職を与える。
- (2) 内職従事者の調査及び内職従事者の組織、技術、福祉、安全衛生等に関する相談、指導
- (3) 内職業者に対する技術、デザイン、工賃及び組織等に関する相談、指導及び情報の提供
- (4) 遠く、地の内職希望者及び内職業者に対し巡回による相談、あつせん、指導及び情報の提供
- (5) 内職工賃の調査及び調整
- (6) 内職市場の調査及び調整
 - イ 内職市場調査
 - ロ 各都道府県内の内職あつせん機関相互の連絡調整
 - ハ 各都道府県内職相談施設相互間の連絡調整
- (7) その他内職に関する援助機関として必要なこと

4. 主要業務実施上の問題点

上記事業のうち主要なものについて、その実施上の問題点をあげると次のとおりである。

(1) 内職相談、あつせん

内職を必要とする者に面接の上、必要に応じては技術補導を行つて、その人に最も適した仕事を紹介する。

(2) 苦情処理

内職工賃の支払、製品の納期、仮疵等内職に関する諸問題について、内職従事者ならびに業者から受ける苦情を適切な指導とともに処理する。

(3) 内職従事者調査と従事者に対する指導

内職世帯、内職従事者、内職希望者等の調査を行つて、内職を必要とする層を的確に把握し、

この層に対し、あつ旋等の業務の重点を置くようにする。

また工賃等の内職条件に関する契約、協定を明確にし、材料製品の収授、工賃の受払関係を正確に確認記録するよう指導する。単純作業による内職から、技術の高い、工賃も良好な内職に内職従事者を引上げるよう指導する。あわせて補導所としても工場労働によるよりも高度の手作業としての内職によることを必要とするような内職に適した職種を地方の特殊性も生かして創出するように努めこのようにして内職諸条件を高めることも考えなければならない。

(4) 巡回指導

遠隔の地にあつて、この施設の利用が困難な内職希望者及び内職業者に対しては、巡回出張によつて相談、あつ旋、指導及び情報の提供を行つて利用者の便宜をはかる。

(5) 内職グループの育成

内職従事者は、個々の家庭で孤立して仕事をするようになるが、このことは内職を継続し、内職諸条件の向上をはかるのに不利な面が多い。これに対し、内職をグループによつて行わせることは、内職工賃の水準を高め、内職従事者に技術を与え、常時平均した仕事をあつせんする上において効果的である。グループの育成については、相談、あつ旋、巡回指導の機会をとらえて指導援助を行うとともに、情報提供活動を通じてグループ内職の利点、グループ運営の方法について常時啓蒙宣伝を行う。

(6) 内職提供事業所、内職条件、製品流通過程等の調査

内職提供事業所等の調査は、内職従事者の調査とともにすべての業務の基礎をなすものであるが、内職については、提供事業所の存在及び提供製品の季節等による変動が激しいので、常に内職の種類、所在、事業所の信用度、工賃等の実情を的確に把握し、その結果を組織的に分類整備して、いつでも相談者に具体的な回答を与えられるように準備しておくとともに業務全般に活かすこととする。製品の流通過程等、内職条件に影響を及ぼすものについての調査も必要である。また常時内職に関する資料の収集、関係機関（公共職業安定所等）との連絡による情報収集を行うておく。

(7) 地域間の連絡調整

内職は地域的に偏在していることが多いので、本施設の機構を通じて積極的に連絡、調整することが必要であるが、これらの連絡調整に当つてはとくに工賃の適正化の指導をはかることとする。

(8) 情報提供

家をはなれることの困難な内職従事者のためにラジオ、新聞、印刷物等を通して内職に関する

情報を広く正確に知らせることが必要であるので、内職の所在、種類、工賃、その他内職に関する諸問題を迅速に知らせることに努める。情報提供活動を、調査活動と有機的な関連をもつて活発に行うことによつて相談、あつ旋業務も推進されるものである。

5. 内職相談施設の組織及び職員

以上、本施設運営上の問題点及び「3. 事業内容」にも見るとおり、本施設は、地方における内職行政の中心機関として、活動領域もひろく、事業内容も多岐にわたっているので、事業の円滑な運営のためには、一定数の職員を一ヶ所に配置することが必要であり、又概ね次の組織による。

A級(定員9名)

所長	1人
庶務及び広報担当	2人
相談およびあつせん	4人
調査	2人

B級(定員7名)

1人
1人
3人
2人

なお、都道府県における本事業に対する指導監督は原則として就業安定課において行うものとする。

6. 施設

施設は概ね借上げとし、事務室、会議室、相談室をおく。

7. 施設設置の現状と今後の計画

本施設は昭和35年11月現在全国20ヶ所に設置されており、近く1ヶ所が発足し、昭和35年度中には、合計21ヶ所となる予定である。

なお、本施設は、逐次増設し、全国46ヶ所(46都道府県)に設置するとともに本行政の浸透を期するために各都道府県に併設を計画している。

8. 国庫負担金

本施設の運営に要する経費の一部は国庫において負担する。

なお、昭和35年度における1ヶ所当り平均国庫補助額は次のとおりである。

人件費	645,000円
事業費	455,000円
計	1,100,000円

内 職 公 共 職 業 補 導 所 名 簿

(昭 和 3 5 年 1 2 月 1 日 現 在)

都道府県名	所 在 地	所 長 名	電 話 番 号	設 立 年 月 日
北 海 道	札幌市南大通西5ノ7仲通南向 北海道教育資料館ビル1階	亀 井 幸 二	(4) 9 5 9 2	33. 4. 1
岩 手	盛岡市3ツ割田畑27ノ19	矢 崎 須 磨	(2) 9 5 3 0	35. 4. 1
福 島	福島市仲町27 福島県信夫事務所内	冬 室 軍 治	(2) 1 0 1 1	35.1.1.1
茨 城	水戸市北3の丸119 茨城会館内	松 井 桐 紫	水 戸 6 9 0 9	33. 4. 1
埼 玉	浦和市常盤町4丁目93ノ1	石 川 佐十郎	浦 和 8 8 1 1	34. 4. 1
千 葉	千葉市吾妻町 自治会館前	羽 田 雄 男	(2) 6 0 9 7	33.10. 1
東 京	江東区深川門前仲町1の27	(所長事務取扱) 萩 野 泰	(641) 2115 4230	31. 3.31
神 奈 川	横浜市中区寿町4の149 横浜公共職業安定所内	福 田 さと子	(8) 7 8 9 0	30.1.1. 1
長 野	長野市三輪田町1290 福祉会館内	山 崎 恒 也	長 野 8 3 5 9	32. 4. 1
岐 阜	岐阜市日の出町5丁目12	河 合 良 共	(3) 5 4 4 8	33.12. 5
静 岡	静岡市曲金2丁目4 静岡職業訓練所内	遠 藤 礼 男	(2) 6 0 2 3	33.1.1. 1
愛 知	名古屋市中区小林町36	森 井 順 治	(24) 3 4 0 2	31. 1. 1
大 阪	大阪市東区京橋3の35	小 林 喜 代	(94) 7 0 6 0	30.10. 1
兵 庫	神戸市生田区相生町1の27 神戸公共職業安定所内	小 山 正比子	(4) 2 3 7 7	32. 1. 1
岡 山	岡山市野田屋町271	人 見 寿 志	(2) 3 6 8 7	32. 1. 1
山 口	山口市春日2086 山口県福祉会館内	宮 川 四 郎	山 口 9 5 0	33. 1. 1
高 知	高知市帯屋町98	植 木 真 義	(2) 7 1 1 1	33.1.1.10
福 岡	福岡市天神町1 福岡県庁内	世 利 俊 雄	(4) 3 7 3 1	30.10.12
長 崎	長崎市中川町128 蜷茶屋職業訓練所内	弓 井 松 男	(2) 1 4 8 5	35.1.1.10
大 分	大分市新川1396の44 大分職業訓練所内	淵 野 九州男	大 分 3 5 3 9	33.1.1. 1

2. 家事サービス公共職業補導所関係

家事サービス職業補導施設設置要綱

1. 目 的

未亡人等の福祉対策の重要性にかんがみ、就業に困難な未亡人等を対象として、信頼性があり、且つ有能な家政婦を育成することにより、未亡人等の就業の促進をはかることを目的とする。

2. 名 称

本施設の名称は「家事サービス公共職業補導所」とする。

3. 設置場所

東京、大阪とする。

4. 事業内容

1) 補導の対称

未亡人、その他の女子であつて、新しく家政婦、家事使用人となることを望む者及び現に家政婦、家事使用人として就業している者。

2) 補導内容

(1) 家政婦の心得（一般教養を含む）

(2) 調 理

(3) 縫いもの、裁縫

(4) 洗 濯

(5) 住居器具の手入れ

(6) 乳幼児の世話

(7) 病人の世話

(8) 家庭管理

(9) 応 接

3) 補導期間

(1) 2 カ月制

新しく家事サービスの職業に就こうとする者に対しては原則として2 カ月制により補導種目の全課程を修了せしめる。

(2) 単元制

現に家政婦、家事使用人である者、又は2 カ月制にたよりがたい事情にある者については、

短期間の単元制補導を行う。

4) 修了証明

補導修了者に対しては、修了証明書を附与する。

5) 就職あつせん

補導修了者に対しては公共職業安定所の職業紹介を通じ就職の促進を図る。

5. 職員の配置

本施設運営に要する職員は所長、書記、常任講師、指導員、保母とし、身分は地方公務員とする。

なお、別に若干の時間制講師をおく。

所長は必ず婦人とする。

6. 国庫負担金

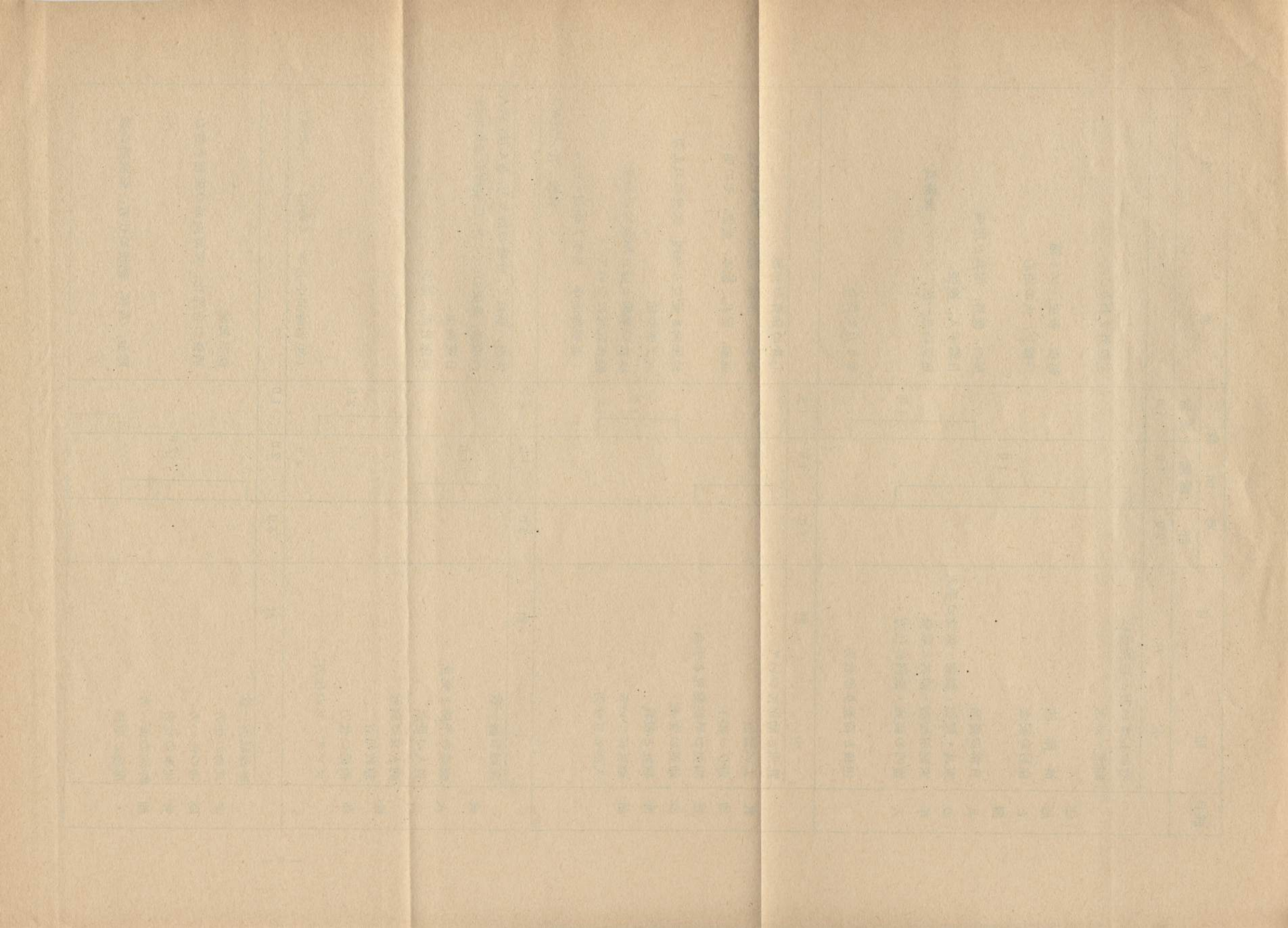
本施設の運営に要する経費の一部は国庫においてこれを負担する。

家事サービス公共職業補導所教程基準

総時間 264

課目	題 目	時 間 数			備 考
		計	講 義	実 習	
家政婦の心得	小 計	10	10	0	
	婦人の職業と家政婦 現代家庭の状況 地域家庭の年中行事 家政婦の働き方 家政婦の健康		10	0	婦人の職業一般 家族構成 家族事情による適応性, 秘密の厳守, 信頼性 能率
	小 計	60	15	45	
	献立のつくり方 燃料 主食品の調理と取扱 惣菜料理法		10	35	栄養の知識と献立作成 食品衛生(食品・食器等の消毒)を含む, プロパンガス, 石油コンロ使用上の注意を含む。 穀類, 粉類, 麺類 惣菜, 一品料理, 即席料理
調理	弁当・酒肴料理 解体の仕方 食品の見分け方 食品の保存法 漬物 計量 器具の取扱		5	10	人数により分量の見積り, 目計り, 手計り, 計量器, トースター, ミキサー, マヨナイザー, 鍋, その他近代調理器 (実習時間の内, 見学 3時間…… 一般家庭)
	小 計	24	0	24	
	衣服の繕い方 布団の縫い方 型紙の補正 毛糸漏物		0	24	和服, 洋服の繕い 布団, 布団カバー, 綿の入れ方 繕い方, とき糸の処理を含む。
	小 計	31	10	21	
洗濯と被服管理	繊維と洗剤の知識 衣服・寝具・附属品の管理 洗濯屋に出す時の注意 衣服のくくりまわし 衣類・寝具の洗濯と仕上の仕方 簡易ドライクリーニング 漂白法・しみ抜き 電気洗濯機の操作		10	21	繊維と洗剤の関係 衛生的, 経済的取扱・日常の手入 処理法, 心得 簡単な更生利用, 染色法を含む 板張り, 伸子張りの技術を含む 衣服の部分洗い, その他 各種電気洗濯機について (見学 3時間……洗濯業)
	小 計				

課目	題 目	時 間 数			備 考
		計	講 義	実 習	
住居と器具の手入	小 計	20	10	10	
	物のしまい方・整理整頓 庭園・排水 清潔法 住居の安全 日常の掃除 家具・建物・器物・敷物の手入 家庭用機械・器具の取扱 室内の装飾・設備の仕方 包装と荷造りの仕方		10	10	家の外まわり 駆虫, 殺虫, ゴミ箱 戸締り, 火の用心 屋内, 屋外, 用具と用剤 日常手入, 塗装 電気器具一般, ミシン, 暖房具 解き方を含む
	小 計	30	15	15	
	乳児と幼児について よい習慣 遊びの相手 病気の早期発見と手当 幼児の食物 調乳と授乳 離乳について 入浴のさせ方		15	15	心身の発育の知識 排せつ, 清潔, 睡眠, 着衣の自立 運動, 玩具, 絵本, 童話, その他 幼児向き献立と調理, 間食の与え方 人工栄養法 離乳の準備と離乳期食物の調理 特に乳児について (実習時間中 見学3時間……… 病院, 乳児院等)
病人の世話	小 計	30	10	20	
	家庭看護一般 病気の予防と発見 病人の世話 病人食の調理 急救処置 消毒の仕方 マッサージの仕方		10	20	体温, 脈はく, 呼吸の計り方, 多ん法, 病人 の取扱, 病床のつくり方, 伝染病患者の取扱 日常衛生 病床日記, 慰安 (実習時間中見学 3時間………病院)
	小 計	30	20	10	
	家庭経済一般 買物の仕方 物の使い方 仕事の仕方 時間の使い方 現金の取扱		20	10	商品知識 消費の合理化, 家庭廃品の処理を含む 貯金, 為替, 納税の仕方, 領収書の扱 方



課目	題	時間数			備考
		計	講義	実習	
	家計毎のつけ方 ガス、電気メーターの読方			10	水道、ガス、電気料金の支払 (見学 3時間……一般家庭)
応 接	小計	17	5	12	
	和洋式作法一般 訪問客に対する応待の仕方 客の接待 食卓のつくくり方 電話 留守番		5	12	(見学 6時間……ホテル)
	計	252	95	157	(見学 計 12時間)
	総計	264時間			

未亡人等の職業対策に関する建議

昭和29.9.25 婦人少年問題審議会

戦後の我国における未亡人福祉対策の特殊な重要性にかんがみ、本審議会婦人労働部会では、福祉対策の一環としての職業対策の問題をとりあげ、かねて審議をつづけてまいりました。即ち、未亡人に適した職業分野をひろく探しもとめ、そのうち最も適職と考えられるものについては健全適正な諸条件のもとに未亡人等を就職せしめる方途を考究し、職業そのものの健全化と未亡人等の福祉の増進に資することを意図したのであります。

この審議の過程において、家事奉仕職業は、未亡人に最も適した職業の一つである上に、現に求人への要求が求職者数をはるかに上廻る実情にあり、未亡人職業対策の見地から注目すべき分野であると認められましたので、更にこの職業をめぐる諸事情について実地の調査を行い、必要な対策が考究されたのであります。

本審議会は右婦人労働部会における討議の結果について更に審議を行い、未亡人等の職業対策の一環として次の如き事項の実施実現が極めて有効且緊要であるとの結論に達しました。よつて本審議会は、政府においてこれが実現につき速かに特別な考慮を払われんことを建議します。

記

1. 家政婦研修所の設置

最近の家庭事情に即応した家事奉仕の技術、個人家庭に適應するための必構え等を短期間に教育補導し、信頼性あり雇主からよろこばれる有能な家政婦を育成すると同時に、家政婦の簡易斡旋を併せ行う施設を設けること。

2. 適切な紹介業務の運営

公共職業安定所においては、未亡人等の職業対策として家政婦を簡易登録の対象に加え、できれば家事奉仕部（仮称）を設けて、求人求職双方の側から利用し易いよう適切な運用をはかること。

さらに、その資質をはかるため、登録者については研修を併せ行い、これを受講した家政婦は、相互の連絡、協助、資質向上等のため、組織をもつよう指導促進すること。

尚家事奉仕部の業務を一般に周知徹底せしめるよう積極的に広報活動を行うこと。

3. 家事奉仕職業についての啓蒙

家事奉仕職業に従事する未亡人等の自覚、補導による質の向上はもとより、雇用主側も、家事の合理化、使い方の改善等により家政婦の受入態勢をととのえ、社会一般も家政婦に対する理解と認識をふかめるよう啓蒙して、その社会的効用をたかめること。

4. 健康管理の実施

家事奉仕職業に従事するもの自身及び、サービスする家庭の保健上から考え、家事奉仕職業者の健康管理実施に適切な措置を講ずること。

右に関連して健康保険加入を可能にする方途をもあわせ講ずること。

(理 由)

(1) 未亡人等は一般に職業についての技能や経験に乏しく、また年令も比較的高く、そのうえ女手に扶養する子女を抱えているなどの点が雇用の隘路となつていて、現在の不況下で就職は甚しく困難な実状にあります。反面家庭生活に関しては、経験も豊かで年功によつて陶冶された常識辛抱強く慎重で、行届いた家事処理などが期待され、一家の支柱となつて働いている未亡人は特に責任感、積極性、定着性などが長所とされています。かかる点から考え、家事奉仕職業は未亡人等の適職の一つと考えられます。

(2) 戦後婦人の地位の向上、民主化の進展に伴い女中として他人の家庭に住込むことを嫌う傾向があります。他方雇用主側でも住宅の狭隘化、賃金の昂騰等により住込の女中を常備することが困難となつて来ております。しかし家庭の用事は一向減少せず、又婦人自身が家庭を外に活動する場合も多くなりつつありますので、派出婦、家政婦の需要は多く、少くとも都会地ではこの傾向は益々多くなるものと考えられます。そして現在、全国私営職業紹介事業における最近6カ月間の家政婦紹介状況をみますと登録家政婦は平均16,824人に対し、求人件数20,124で家政婦の労働市場は供給不足であります。

(3) 以上のような状況から考え、未亡人等の家事奉仕職業への就職斡旋を一層強力に行うことが必要と考えられます。しかしそれと同時に一方では家政婦は種々なる家庭の複雑且変化に富む環境に順応し、適切に家事を処理せねばならず、又最近家庭用機械器具の使用も普及してその操作についての知識技術も必要となり、家事家政の未経験者はもとより経験者も指導訓練再教育が必要と認められる事情にあります。そしてかかる教育訓練は雇用主側の要望にも添ふ所以でありますと共に家事奉仕職業を新たな形に向上せしめる効果をもつことが期待され、これによつて就職の希望者も漸次増加するであらう。

研修所の設置がかかる意味で必要であると考えられます。

(4) 又一方、家事奉仕職業の労働条件を適正ならしめて、これに従事する人達の健康を保持すること、この職業についての一般の理解を深からしめるための広報活動を行つて受入態勢をととのえると共に需要の増加をはかること等も同時に必要と考えられます。

(5) 尚家事奉仕職業の紹介は、現在ひろく職業紹介機関事業によつても行われて居りますが、これ

らの機関における登録者をも前記研修所で教育訓練しその一層の活動を期待すべきであります。

そしてこれと同時に公共職業安定所においても現在の簡易斡旋の一部として行われている家事奉仕職業の紹介を別に専門の一部を設けて強化せられることが必要であると考えられます。

これ等は本審議会婦人労働部会の諸調査の結果からの結論でありまして、この建議をするに至つた理由であります。

家事サービス公共職業補導所名簿 (昭和35年12月1日現在)

都府名	所在地	所長名	電話番号	設置年月日
東京	東京都新宿区戸山町1	水野 鶴代	(341) 9760	31.9.15
大阪	大阪市東区京橋3ノ35	水谷 トミコ	(94) 3.966	3.2.7.1

